

ものづくり大学知的財産ポリシー

平成29年11月20日制定

1 基本的考え方

「知的創造の時代」と言われる21世紀においては、我が国が知的財産立国を目指す上でも、大学における研究成果を知的財産として管理し、社会に効果的に還元することが強く要請されています。

ものづくり大学（以下「本学」という。）は、「産学官連携ポリシー」において、社会の発展と福祉の向上に寄与するため、「本学の教員による教育・研究の成果、また、外部機関との共同研究により得られた成果については、知的財産としての適切な評価、承継、技術移転等により、産業界等における活用を図ります」としています。

そこで、本学における知的財産の創出や適切な保護・管理、また、積極的な活用等について明らかにするため、「知的財産ポリシー」を定めます。

2 知的財産の創出

- (1) 人材の育成及び研究環境の整備・充実等の方策を講じて、知的財産の創出を推進します。
- (2) 産学官連携を図ることにより、研究活動を活性化し、知的財産の創出に努めます。
- (3) 知的財産の重要性についての認識向上のため、学内外での啓発活動を継続的に行います。

3 知的財産の保護・管理

- (1) 職務発明である知的財産を適切に評価・承継・権利化することにより、権利の保護と産業界における効果的な活用を図ります。
- (2) 発明者に対して、登録・実施補償金を支払うなど、知的財産創造サイクルに資する形で還元します。
- (3) 承継した知的財産を適切に管理するとともに、定期的にその財産的価値を見直します。

4 知的財産の活用

- (1) 知的財産が産業界で効果的に活用されるよう、積極的な技術移転を図ります。
- (2) 承継した知的財産を社会に広く還元できるよう、知的財産の公開と情報発信に努めます。
- (3) 各種研究や技術移転等で得られた成果を学内研究環境の改善や研究資金等とすることで、新たな知的財産の創出に繋がります。